

所定疾患施設療養費算定について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。

記

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない1日を7回算定することは認められません。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時にすることはできません。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりです。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
5. 請求に際しては、診断、行った検査、治療内容等を記載します。
6. 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表します。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告します。

平成30年度算定状況

月	人数	検査内容	病名
4	5	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	3	診察・点滴	肺炎
5	6	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	1	診察・点滴	肺炎
6	6	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	2	診察・点滴・投薬	肺炎
7	3	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	7	診察・点滴・投薬・処置	肺炎
8	5	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	1	診察・投薬	肺炎
9	5	診察・投薬	尿路感染症
	1	診察・点滴・投薬	带状疱疹
	2	診察・点滴・投薬	肺炎

月	人数	検査内容	病名
10	5	診察・投薬	尿路感染症
	5	診察・点滴・処置	肺炎
11	4	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	6	診察・点滴・投薬	肺炎
12	2	診察・点滴	尿路感染症
	6	診察・点滴・投薬・処置	肺炎
1	4	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	3	診察・点滴・投薬	肺炎
2	5	診察・点滴・投薬	尿路感染症
	4	診察・点滴・投薬・処置	肺炎
3	5	診察・投薬	尿路感染症
	2	診察・検査・点滴・投薬・処置	肺炎